

大山町長 森 田 増 範 様

大山町監査委員 後藤 洋次郎

大山町監査委員 西山 富三郎

## 平成 27 年度大山町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された平成 27 年度大山町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、並びに地方自治法第 241 条第 5 項の規定により審査に付された基金の運用状況について審査したので、下記のとおり意見を付します。

### 記

## 第 1 審査の概要

### 1. 審査の対象

- ( 1 ) 平成 27 年度大山町一般会計歳入歳出決算
- ( 2 ) 平成 27 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- ( 3 ) 平成 27 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
- ( 4 ) 平成 27 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算
- ( 5 ) 平成 27 年度大山町夕陽の丘神田特別会計歳入歳出決算
- ( 6 ) 平成 27 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- ( 7 ) 平成 27 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- ( 8 ) 平成 27 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算
- ( 9 ) 平成 27 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- ( 10 ) 平成 27 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- ( 11 ) 平成 27 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- ( 12 ) 平成 27 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- ( 13 ) 平成 27 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算
- ( 14 ) 平成 27 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算
- ( 15 ) 平成 27 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- ( 16 ) 平成 27 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算

歳入歳出決算の総額は、表 1 のとおりである。

(表 1) 歳入歳出決算総額

会計別	歳入決算額	歳出決算額	差引額	摘要
一般会計	11,404,785,319 円	10,648,432,370 円	756,352,949 円	内訳は別表 1
特別会計(15 会計合算)	6,492,651,878 円	6,394,086,661 円	98,565,217 円	内訳は別表 2
合計	17,897,437,197 円	17,042,519,031 円	854,918,166 円	

2. 審査の期間 平成 28 年 7 月 8 日から 8 月 9 日までのうち 8 日間

3. 審査の場所 大山町役場 議会委員会室

4. 審査の出席者及び説明者 後藤 洋次郎・西山 富三郎・総務課長ほか各担当課長等

5. 審査の方法 審査にあたっては、町長から提出された平成 27 年度歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び財産に関する調書等について、

- ① 決算計数は、正確で誤りはないか、
- ② 予算の執行は、関係法令等に基づき効果的かつ的確になされているか、
- ③ 収入支出事務は、関係法令等に基づき適正かつ計画的・効率的に処理されているか、
- ④ 財産管理は、的確になされているか、
- ⑤ 主要事業は、効果的になされたか、

それぞれの関係諸帳簿及び証憑書類との照合、その他必要と認める関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、併せて別途実施した例月出納検査をも勘案し、慎重に審査を行った。

## 第 2 審査の結果

### 1. 決算計数について

審査に付された各会計の歳入歳出決算書・歳入歳出事項別明細書及び財産に関する調書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されたものであり、適正なものと確認した。

また、決算に表示されている計数は、関係諸帳票及び証憑書類の計数と合致しており、正確であると認められた。

予算執行及び出納事務処理に係る各会計の数値については、適正に執行されていることが認められた。

### 2. 執行状況について

各会計の予算執行の内容については、予算計上の趣旨を踏まえて、概ね有効・適切に執行されていることを確認した。

国庫支出金は減額となっているものの、貴重な自主財源である町税やふるさと納税は増収となっており、有利な起債の活用など、安定した財政運営が図られている。

今後も、歳入・歳出両面で相応の対策を講じ、将来にわたって持続可能な安定した財政構造を確立されたい。

### 第3 会計別執行状況

#### 1. 一般会計

平成27年度一般会計歳入総額は11,404,785,319円、歳出総額は10,648,432,370円で、歳入歳出差引額は756,352,949円であるが、このうち149,148,000円は、繰越明許費繰越額として翌年度に繰越すべき財源であり、実質収支額は、607,204,949円となる。

##### (1) 歳入

歳入決算は、予算現額11,738,858,000円に対し、調定額は11,519,741,369円、収入済額は11,404,785,319円であった。収入率は、予算現額に対して97.2%、調定額に対して99.0%の収入状況である。

収入未済額の総額は108,742,395円となった。主なものは、町民税22,215,642円、法人町民税665,300円、固定資産税76,492,811円、軽自動車税2,398,057円、住宅費使用料(町営住宅)5,020,470円等で、現年度・過年度に区分すると、現年度分20,079,334円、過年度分88,663,061円となっている。

滞納・未収金対策については、各課が総力を結集して取り組まれており、平成26年度と比べて滞納・未収金残高は減少している。詳細は別表3を参照されたい。

不納欠損処分は、町民税・固定資産税・軽自動車税で行われ、平成27年度は、6,213,655円であった。詳細は別表4を参照されたい。

##### (2) 歳出

歳出決算は、予算現額11,738,858,000円に対し、支出済額は10,648,432,370円である。

平成28年度に400,871,000円を繰越したため、不用額は689,554,630円で、平成26年度の474,610,783円と比べ、214,943,847円増加した。予算現額に対する執行率は90.7%で、平成26年度の執行率94.0%と比べ、3.3ポイント下がっている。

なお、平成27年度に、各課が取り組まれた事業の詳細は、別添の「平成27年度決算審査資料」に記載のとおりである。

#### 2. 土地取得特別会計

本会計決算は、歳入総額9,112,382円に対し、歳出総額9,112,382円で、歳入歳出差引額は0円である。平成27年度は大山IC工業団地の一部を太陽光発電事業者へ売却している。

#### 3. 住宅新築資金等貸付事業特別会計

本会計決算は、歳入総額16,881,774円に対し、歳出総額16,881,774円で、歳入歳出差引額は0円である。貸付金元利収入において、299,168,061円の収入未済額がある。

#### 4. 開拓専用水道特別会計

本会計決算は、歳入総額11,803,072円に対し、歳出総額10,839,465円で、歳入歳出差引額は963,607円である。管理収入(給水料)に273,017円の収入未済額がある。

#### 5. 夕陽の丘神田特別会計

本会計決算は、歳入総額13,911,734円に対し、歳出総額13,911,734円で、歳入歳出差引額は0円である。

## 6. 簡易水道事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 9,413,203 円に対し、歳出総額 9,413,203 円で、歳入歳出差引額は 0 円である。水道使用料に、102,905 円の収入未済額がある。

## 7. 国民健康保険特別会計

本会計決算は、歳入総額 2,638,804,887 円に対し、歳出総額は 2,611,741,420 円で、歳入歳出差引額は 27,063,467 円であるが、国民健康保険基金から 70,000,000 円の繰り入れを行っている。

国民健康保険税は、調定額 552,273,953 円に対し、収入済額 445,580,664 円で、不納欠損処分を 9,382,425 円行い、収入未済額は 97,310,864 円となっている。

雑入のうち国民健康保険返納金は、調定額 751,010 円に対し、収入済額 381,984 円で、不納欠損処分を 364,746 円行い、収入未済額は 4,280 円となっている。

## 8. 国民健康保険診療所特別会計

本会計決算は、歳入総額 361,285,030 円に対し、歳出総額 361,285,030 円で、歳入歳出差引額は 0 円である。一般会計から 53,420,045 円の繰り入れを行っているが、その内 43,360,045 円は財源補填である。

## 9. 後期高齢者医療特別会計

本会計決算は、歳入総額 188,905,676 円に対し、歳出総額 188,337,273 円で、歳入歳出差引額は 568,403 円である。後期高齢者保険料は、調定額 111,853,840 円に対し、収入済額 111,900,112 円で、不納欠損処分を 53,360 円行い、マイナス 99,632 円の収入未済となっているが、還付未済額が 290,700 円あり、実質の収入未済額は 191,068 円である。

## 10. 介護保険特別会計

本会計決算は、歳入総額 2,271,104,288 円に対し、歳出総額 2,205,669,265 円で、歳入歳出差引額は 65,435,023 円である。

介護保険料では、931,722 円が不納欠損処分され、6,085,918 円の収入未済額がある。

## 11. 農業集落排水事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 469,036,280 円に対し、歳出総額 468,875,481 円で、歳入歳出差引額は 160,799 円であるが、一般会計から事業費・一般管理費として 17,705,452 円の繰り入れを行っている。

加入分担金に 90,000 円、使用料に 1,790,993 円の収入未済額がある。

## 12. 公共下水道事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 414,009,836 円に対し、歳出総額 413,867,249 円で、歳入歳出差引額は 142,587 円である。

使用料では、3,024,337 円の収入未済額がある。

### 13. 風力発電事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 51,139,299 円に対し、歳出総額 47,010,760 円で、歳入歳出差引額は 4,128,539 円である。

売電収入は 38,336,605 円で、前年度と比べ 5,169,324 円の減額となった。

### 14. 温泉事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 4,997,500 円に対し、歳出総額 4,997,500 円で、歳入歳出差引額は 0 円であるが、一般会計から 984,974 円の繰り入れを行っている。

### 15. 宅地造成事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 14,051,048 円に対し、歳出総額 13,948,256 円で、歳入歳出差引額は 102,792 円である。

平成 27 年度末の未分譲区画は、ナスパルタウン 17 区画である。

### 16. 索道事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 18,195,869 円に対し、歳出総額 18,195,869 円で、歳入歳出差引額は 0 円であるが、雪不足により入り込み客数が減少したため、受け取り指定管理料額が減少し、索道事業基金から 4,999,976 円の繰り入れを行っている。

## 第 4 資金運用状況について

平成 27 年度における一般会計及び特別会計の資金運用状況は、適正に行われているものと認められた。

平成 27 年度末の基金現在高は 5,772,840 千円と、前年度末に比べて 200,023 千円増加している。

基金は、安全性や有利性を考慮しつつ堅実な運用が図られてきた成果と認識しているが、今後はさらに厳しい財政運営となることが十分に予測されるため、その運用については財政計画等も考慮し対処されたい。

## 第 5 財産管理の状況について

平成 27 年度における財産管理の状況は、適正に行われているものと認められた。

## 第 6 主要事業の執行状況について

平成 27 年度においては、大山町未来づくり 10 年プランの策定、社会保障・税番号制度の導入準備、地方創生関連事業の取り組み開始等々、変動の年度であったところ、概ね適正に執行されているものと認められた。

企業誘致活動についても積極的かつ効果的に行われたものと認められ、特にカーブスの誘致は、町民の健康増進に大いに貢献しているものと評価できるところである。

また、税の滞納問題については、過去の決算審査で幾度となく指摘が行われたところであるが、平成 27 年度においては、徴収率がアップするなど全体的に成果が上がっていると認められ、職員の努力の成果が徐々に表れてきているものと評価できるところである。

## 第7 指摘事項等について

### 【指摘事項】

平成 27 年度から適用開始となった「ふるさと納税ワンストップ特例制度」については、寄附者が寄附を行った翌年の 1 月 10 日までに寄附を行なった地方団体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出し、この申請書に基づき、寄附を受けた地方団体は、1 月 11 日以降 1 月 31 日までに寄附者の住所地の地方団体に「寄附金税額控除に係る申告特例通知書」を送付する手順となっているが、導入初年度の事務の不慣れ、予測を上回る寄附者の数などが起因となって、この通知書の送付が 2 月中旬にずれ込む結果となった。

幸いにも、寄附者に迷惑が掛からなかったものの、大山町の事務の信用を損なうことにもなりかねないことなので、今後、遅延することのないよう、事務処理体制の整備、事務管理の徹底を図りたい。

### 【監査意見】

- 1 平成 27 年度は、国の施策の変化、大山町をとりまく環境の変化等により、新たな事業・事務が多数発生したところであるが、一方、従来からの事業・事務は、そのほとんどが継続して実施されているところである。

平成 27 年度においては、職員の努力により各課が所掌する事業・事務は概ね適正に執行されたものの、定員事情が厳しい中、不断の事業・事務の見直しは避けて通れないところである。

所期の目的を達したと見込まれる事業、費用対効果が乏しい事業などを安易に継続して実施することは、他の重要事業・事務への事務量の投下を阻害することにもなりかねなく、また、職員への過重な負担につながる可能性もあるので、このような事業・事務は、思い切った廃止、あるいは、期限を設けた実施が望まれるところである。

また、関係団体あるいは民間業者へのアウトソーシングについても、引き続き拡大・促進を図っていく必要があると思われる。

- 2 大山町及び大山町議会の町民への広報、町民からの広聴については、ホームページの内容、広報誌の内容、防災無線での情報提供の内容、広聴手段の多様性等を判断すると、他の地方団体・議会と比較して相当高い水準にあると評価できるところである。

しかしながら、一部の地方団体で行われているような町長、議長等の交際費の支出基準設定や交際費の支出状況の公表は、行われていないところである。

広報広聴の更なる充実のためにも、町長、議長等の交際費の支出基準の設定、並びに交際費の支出状況の公表が望まれるところである。

別表 1 平成 27 年度大山町一般会計歳入歳出決算

別表 2 平成 27 年度大山町特別会計歳入歳出決算

別表 3 平成 27 年度各会計収入未済額の状況

別表 4 平成 27 年度会計別不納欠損の状況